



臺灣島記行抄譯



414  
A 909

此書中「臺灣」  
と「ホルモサ」を  
別地に  
如く記すは又  
「ホルモサ」即ち  
臺灣を指す  
を「臺灣」に記すは  
「ホルモサ」と  
小字義の美  
「ホルモサ」は  
英國の領土  
なり



和蘭人支那ニ交易せん事欲謀る濫觴并

臺灣也。和蘭國の管轄ニす事。

前年和蘭國の使節。交易を行へん為<sup>福建</sup>。

の内、「シンセウ」一名「サンセウ」に赴きし。主意の大要。

并、和蘭人臺灣を「ホルモサ」の一部を管轄す

るに至りたる。概略次述へ。看官をして能く

其事理解。了解せしめんと欲。抑々此概

略ハ。一千六百二十八年より。一千六百三十三年

十行首

大正十一年四月  
大隈侯爵郵寄贈

東印度に遊歴したる。セーデルスハン  
レフテレン氏の紀行を引用し。又一千六百二  
十二年。支那域内イキマカラに於て。不幸よ  
て囚人と爲り。幽閉せられたる。和蘭國士  
官等の談話より得る所あり。以時和蘭  
國の士官等。支那地の事情談。レフテレン  
氏に語り。レフテレン氏之に其紀行を加  
へ。一千六百三十九年。始めて「シールフルエーセル

の。スウアルに於て梓行せり。其紙數百十一  
葉ありし。其後此書を佛文に翻譯し。  
又和蘭人の東印度行會社にて。ラクタト  
に於て出版せり。以時紙數稍増加して。  
百四十五葉に至る。此兩書に。シンセウ一名  
「サンセウ」河口の小圖。兼に「アムウイ」  
「キエ」  
ムウイ。其外近隣諸島の圖あり。下文并り  
因り。皆此兩書より引たるあり。

支那帝。其國內に。外國人の入る事許  
さる。又國內にて。交易す。事許禁すと雖  
其國人の他國に赴き。交易する事と。好  
まざるの理あるべし。然るに其官人等。國  
帝の意に背き。虚偽に傳ふるあり。○異  
國の船舶。支那海岸に着する事阿事ハ。  
忽ち数十艘の小船に浮へて。其周圍に  
蟻集せしめ。交易を禁するのみあり。食

物を買ふ事。許さる。又土人と談話す。事  
と許さる。止む事。得ず。退去するに至  
るなり。異人偶々。竊に國內に入ふ者。阿事ハ。  
之に其地の鎮臺の許に釣行し。鎮臺より  
交易禁制の旨に布告し。即時に退去せしむ。  
又土人を頼み鎮臺に面謁せん事を請へば。  
其土人。國內に外人の在留する事。云ふ事  
阿事ハ。若し之を云ふ時ハ。大罰に受む。答

ふ。又國帝は拝謁せん事を頼りて、其事  
に關係する者。庶人の死刑に處せらるる官  
人の其位官に貶せらるる事あり。

支那人は、方今五大洲中の頑民として、平  
日其顔色を見ても、容儀に飾り、威儀に調  
ふる形状、古昔のストイケン人種よりも尚  
甚し。嘗て和蘭國の將官、ホーレン氏より、  
ヤンピートルクレーン氏に、一事件を談せしめん

る為。支那人某氏を遣せし、其人終月黙然  
として、大殿の内子坐し、少くも其身を動揺  
せん。又將官の言語に接する事なく。事情  
に問ふんとする氣もなく。唯自若として、  
坐上に在のみあり。然るにクレーン氏に、敢て禮  
儀威儀に飾る事なく。彼より發言するに  
待て、唯静坐し、あはれ支那人の將官より  
何事も聞き得ざる事に察し、無言として

飯り行ん<sup>ニ</sup>ん。ク<sup>ニ</sup>ーン氏も敢て止<sup>ム</sup>る事なく。  
来り一時の如く待遇して空しく飯ら志  
免あり。

一千六百二十二年第七月、ク<sup>ニ</sup>ーン氏より、マカシ行  
の命を發し。其主將をコル子リスレーニス氏  
に命す。同氏ハ此役より力戦して遂に戦死せ  
り。此時の戦隊、軍艦十二艘、英製小艦二艘、  
其外又ヘトロウヘイト、ホープミ称する軍艦

二艘とて、マカシのバデラン港内に入り。一戦  
て敗績し。ホープ船ハ破損し。ヘトロウヘイト  
船ハ夫より日本に向ふ。其餘の船舶ハ、ホンヒ  
の一嶋、ビスカドレスに赴き。一城四砦を築き  
て。大砲二十門を備ふ。此、ビスカドレスの嶋  
ハ、マカシに去る事。十八里にして、葡萄牙の  
交易の障碍せし一嶋なり。和蘭人此島に  
城砦を構へ。支那の小船數十艘を奪ひ。其

水夫千五百人を。城砦築造に使役せしむ。  
未だ成就し至らぬ。兵糧缺乏し。一日一人  
漸く。米半<sup>ノ</sup>に<sup>ト</sup>越さる<sup>ハ</sup>。大半餓死し  
て。僅に二百人残存す。支那人も。和蘭軍に  
取たる。支那の囚人<sup>タドリ</sup>も。支那軍に取たる。和  
蘭の囚人も。共に相返さん事談し。和蘭  
軍より。日本人も。又支那人も。一人と  
十八人の比例して。取り替人事談送り

たは共。一人と千人の例に非ざるは許さずこ  
て。支那軍に阿る。和蘭國の囚人。悉く死亡し。  
僅に十一人存命す。至まり。

支那人等。和蘭人の支那に囚人<sup>ト</sup>と為りて。幽  
閉せられたる者。待遇する事。實に不仁  
無慈の趣なる<sup>ハ</sup>。和蘭國も。其復讐を  
是は。て。慘酷に待遇せり。是支那人  
等。之を傳聞して。和蘭國の囚人。能く

夕  
待遇せしめんを欲ししてあり。支那よてハ。  
我々囚人を。狭き牢屋に入れ。屢々打擲し  
て。大々若く刑せしめ。且毎日些少の味食  
と共に。實に生命を保つ。堪さらしむる  
所置とつり。

和蘭人等。其本國より返るる如く思ひて。  
ビスカールトレスより到着せし時。港内より漁  
船及郷導コ。二十艘の小軍船碇泊せ

し。其船の人負。我々船隊を見て。皆上陸  
す。形モヤクあるを以て。我々「フアンメルデルト氏。  
平和の旗を立て。飛船を遣し。ある。二艘の  
小軍船。我々飛船を待ち居し故。急し其小船  
と達し。外務と関係の。官負と面謁し。和蘭  
國の願意を述へ。國帝并々議負の聞と達し。  
返翰を得人事。我々乞ふ。三艘の小舟にて。  
我々「フアンメルデルト氏を。シンセウ一名「サニセウ」



河にて。送り達しあり。

此コンセウ一名サンセウ一河ハ支那國中にて  
も。交易の盛なる港にして。常に数百の小  
船。港内へ輻輳し。凡百の物品が積み。白  
帆ハ凡ハ翻ヘり。檣影波に映して。バターヒヤ  
よ往も何れ。臺灣より販るものありて。其外諸  
所よ来往する。船舶實に数多る。よ道行ハル。  
此河の入口よ。数十の小嶋あり。陸上よハ。

夕  
務  
本

街坊村落。陸續として断る事あり。又人家稠  
密にして。交易頗る盛なり。アムウイ一と称する  
嶋の内よ。アムウイ一と唱ふる街坊あり。就中  
盛ある一地あり。バイトク一。即ち長官の居館  
あり。又富有の商客居住し。商船常と連  
綿として断る時あり。アムウイ一より。六七里  
の地よ。アンハイ一と云街坊あり。商客頗る多  
し。アンハイ一は。其地海中に突出して。堅石

ト  
務  
本

よて作りたる一大橋あり。其長さ三百五  
十「シケレ」デニ「ソ」リ。キエムウ「ル」ル。居民甚  
た多く。漁獲を以て生業に。リ「シ」嶋は  
和蘭人多く碇泊して。リ「シ」セウ「河」より来  
る。商船と交易す。リ「シ」ン「ヨ」リ。アムウ「イ」子向  
へハ。右子「タ」ラ「タ」モ「ソ」嶋あり。前面子「タイ」ム  
山「リ」リ。恰り船舶を招く子似たり。商船  
ハ皆「キ」ユ「ア」シ「ン」嶋。或ハ「テ」ム「ヘ」レ「ン」嶋子碇

泊せり。又「コ」レ「ン」ソ「ト」モ称する。嶋は「ア」ム「ウ」イ  
嶋の側子在り。漁船多くハ此嶋に赴き。大魚  
小鱗を得る事夥し。  
和蘭船隊の碇泊したる近地。土人等屢  
逍遙する。汝見て。フ「ハ」ン「メル」デル「ト」氏。彼等と屢  
會合せし。其子懇情汝通し互に談話す  
多し。至り。其一人の紹介よ由て。長官の  
塔中子於て。面會する事汝得たり。或る日

長官のいへるは。何事として。願ひ出たる事  
 件。并々自由交易も。免許あるへあれ共。伊  
 斯巴尼亞と。交易する事ハ。禁制あり。又  
 長官のいへるは。我足下の願意也。我上  
 官と建し。上官「キユイニサイ」に赴き。國帝  
 と建白し。評議を経。よけふらば。決し難  
 し。足下其間ハ。近海に航海すへし。夫  
 より長官ハ。ホクセウ」に赴きあり。ホクセウ

福列

は。アムウイ」より六七十里に隔たる。人煙稠密  
 の地よ。其周圍一日行あり。長官「ホクセウ」  
 に行き。二艘の小船を儀し。四人の使者を命  
 し。ラクソン」氏を大使とし。ビスカドレス」に遣  
 し。和蘭人等。交易を願ひ出た。返建白  
 せしめ。且支那國として。從來外國人の在留  
 禁制あり。以て。和蘭人等。其屬國の一城  
 あり。地よ。赴あり。若し「ビスカドレス」の交易許

ある時ハ。近海より臺灣に行き。其地  
を取て居住せん。彼若し臺灣に據  
る時ハ。我能く防く事あるべし。此時  
至らば。彼必ず我を支那帝の。議長に  
願ひ出ん事哉。建白せよめたり。

和蘭人の既し議長の許し達し。使者を  
送らん。其人を選ひあるよし。大志ありて  
勇氣を備へ。且学力ある人物ありき

ハ。任し難き哉以て。大に困却せし。幸し一  
人を得て。之を願意に召め赴かせむ。且其使  
者の詞よ。我今此願意に達し得るべし。刑  
鞭に蒙らずと雖。存命して人子對面する  
事ありと云ふ。議長我の胸中を察し。必ず  
免許せん事を請ふ。謙遜辞讓して。礼仪  
を厚ふ。議長に迫らむ。然るも其長官  
よりの命令嚴重。且ホルモサの港内狭小なる

と以て。議長も決答する事ありし。是より  
議長、在り、ホルモサと赴き。港内、命を下  
して。船舶を退け。其外諸具を收めしむ。  
是れ和蘭人等。船舶を焼き。諸具を乱暴  
せん事。恐れし故なり。和蘭人等。急し港  
内に入りて。数人捕へし。其内一人漁夫に  
し。是れ本、商人中へ。自由交易免許あり  
んとし。是故、彼を許して。アムウイ子

遣し。同所へ。和蘭人追討の為出張し。支  
那兵隊の「トトク」に説き及ぼす。

漁夫「トトク」に對面し。和蘭人宿願の主意  
を述べし。トトク「漁夫」に命じて。「トヤ」  
より。「ホクセウ」の主府。「ゴムメン」一名「コモシ」に  
赴かめんとす。漁夫既し旅装を調へし。  
其未だ全程せざる時。「アハンモルテルト」氏。使  
者と為て。「アムウイ」に向ふ。以時支那官府

より。フハシモルデルト<sup>ト</sup>氏<sup>ト</sup>。一枚の板<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>興<sup>ト</sup>ふ。  
以<sup>ト</sup>板<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>支<sup>ト</sup>那<sup>ト</sup>領<sup>ト</sup>内<sup>ト</sup>は古<sup>ト</sup>来<sup>ト</sup>異<sup>ト</sup>人<sup>ト</sup>の足<sup>ト</sup>跡<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>  
入<sup>ト</sup>る<sup>ト</sup>事<sup>ト</sup>也。鬼<sup>ト</sup>なる<sup>ト</sup>法<sup>ト</sup>則<sup>ト</sup>ある<sup>ト</sup>今<sup>ト</sup>事<sup>ト</sup>故<sup>ト</sup>行<sup>ト</sup>り  
て。之<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>許<sup>ト</sup>す<sup>ト</sup>所<sup>ト</sup>以<sup>ト</sup>を載<sup>ト</sup>せ。又<sup>ト</sup>以<sup>ト</sup>板<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>  
より。當<sup>ト</sup>年<sup>ト</sup>二<sup>ト</sup>艘<sup>ト</sup>の小<sup>ト</sup>船<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>調<sup>ト</sup>へ。支<sup>ト</sup>那<sup>ト</sup>人<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>乘<sup>ト</sup>  
せ。バ<sup>ト</sup>タ<sup>ト</sup>ー<sup>ト</sup>ヒ<sup>ト</sup>ヤ<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>遣<sup>ト</sup>し。交<sup>ト</sup>易<sup>ト</sup>せ<sup>ト</sup>志<sup>ト</sup>し<sup>ト</sup>事<sup>ト</sup>也  
記<sup>ト</sup>した<sup>ト</sup>れ<sup>ト</sup>共<sup>ト</sup>。葡<sup>ト</sup>萄<sup>ト</sup>牙<sup>ト</sup>と。通<sup>ト</sup>高<sup>ト</sup>す<sup>ト</sup>事<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>禁<sup>ト</sup>  
す<sup>ト</sup>記<sup>ト</sup>せ<sup>ト</sup>り。板<sup>ト</sup>メル<sup>ト</sup>デル<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>氏<sup>ト</sup>。既<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>ア<sup>ト</sup>ム<sup>ト</sup>ウ<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>

着<sup>ト</sup>し<sup>ト</sup>多<sup>ト</sup>作<sup>ト</sup>ハ。官<sup>ト</sup>府<sup>ト</sup>より。平<sup>ト</sup>垣<sup>ト</sup>ある<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>地<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>興<sup>ト</sup>ふ<sup>ト</sup>其<sup>ト</sup>  
地<sup>ト</sup>周<sup>ト</sup>圍<sup>ト</sup>よ。繁<sup>ト</sup>茂<sup>ト</sup>せ<sup>ト</sup>樹<sup>ト</sup>木<sup>ト</sup>あり。中<sup>ト</sup>央<sup>ト</sup>よ。小<sup>ト</sup>亭<sup>ト</sup>  
の如<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>。一<sup>ト</sup>室<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>設<sup>ト</sup>あり。椅<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>七<sup>ト</sup>脚<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>備<sup>ト</sup>へ。毛<sup>ト</sup>氈<sup>ト</sup>  
成<sup>ト</sup>以<sup>ト</sup>て<sup>ト</sup>之<sup>ト</sup>成<sup>ト</sup>覆<sup>ト</sup>ふ。其<sup>ト</sup>毛<sup>ト</sup>氈<sup>ト</sup>長<sup>ト</sup>く<sup>ト</sup>して。殆<sup>ト</sup>ど<sup>ト</sup>地<sup>ト</sup>  
上<sup>ト</sup>に<sup>ト</sup>垂<sup>ト</sup>る。暫<sup>ト</sup>時<sup>ト</sup>よ<sup>ト</sup>して。議<sup>ト</sup>員<sup>ト</sup>七<sup>ト</sup>名<sup>ト</sup>出<sup>ト</sup>坐<sup>ト</sup>して。  
各<sup>ト</sup>、椅<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>に<sup>ト</sup>坐<sup>ト</sup>し。メル<sup>ト</sup>デル<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>氏<sup>ト</sup>よ。七<sup>ト</sup>名<sup>ト</sup>の議<sup>ト</sup>員<sup>ト</sup>。  
并<sup>ト</sup>に<sup>ト</sup>其<sup>ト</sup>左<sup>ト</sup>右<sup>ト</sup>に<sup>ト</sup>在<sup>ト</sup>る<sup>ト</sup>人<sup>ト</sup>負<sup>ト</sup>子<sup>ト</sup>向<sup>ト</sup>ひ。地<sup>ト</sup>上<sup>ト</sup>に<sup>ト</sup>平<sup>ト</sup>伏<sup>ト</sup>  
して。拜<sup>ト</sup>礼<sup>ト</sup>す<sup>ト</sup>一<sup>ト</sup>し<sup>ト</sup>モ<sup>ト</sup>ツ<sup>ト</sup>り。メル<sup>ト</sup>デル<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>氏<sup>ト</sup>答<sup>ト</sup>へて。

右様の様礼ハ幾利西丹宗代。遵奉する國  
子於て。未だ曾て見聞せざる所にて。人我  
輕侮するの礼式あり。我之改行ふ事。た  
らざるに。次子又支那人より「メルデルト」氏  
子向ひ。支那人の賢明あるを。税して。礼改行  
ふへし。こころなる故。此礼をは行ひたり。叔父時  
「メルデルト」氏頓首して。ビスカドレス子。在留  
す。和蘭の使者ハ。百事を所置するの。全

權何ぶざる。改以て。我今本地子来り。我  
和蘭國人。并子東印度高社の長官等。二  
十二年前より希望して。未だ成就せざる。宿  
願。即ち支那交易の。免許何ん事を懇  
願せり。又「メルデルト」氏。嘗て支那人等支那  
船にて和蘭領地子。粗製の物品改送り。  
大子損亡あり。事を。兼知し。何ん改以て。後  
未ハ良製の物品を送られ。銀貨にて

拂ひ。或ハ良品。交易すへき事。以約束  
せり。

支那の議負より。マルデルト氏に向ひ。和蘭  
人の願意成就す處。亦ハ。ビスカドレスを  
出帆し。他の一嶋。赴くへし。告ある故。メ  
ルデルト氏。以儀ハ一人。以て決し難し。長  
官。子談すへし。と答ふ。夫より。マルデルト氏を。  
美麗。子旅装を調へ。支那人。子誘引せし。

「レンセウ」河よ沿て。「ビスカドレス」に皈り。事情  
を議負。報告し。コル子リスレーセル。モンソ  
長官。子面謁し。既。子交易を取り行ふん。と  
以。是故。子マルデルト氏。士官。共。子出立し。ア  
ムウイ。を越て。「レンセウ」河。辺の首府。「ホクセ  
ウ」子着す。其途中。六里。毎。子。支那。帝の官舎  
を設け。饗應。あり。村落。ハ。殆。陸續。として  
絶。つ。如く。實。子其。間。砲丸。の相達。す。



程あり。土人ハ「ミールン」人の如く。勉強しそ  
其職業を官み。實は寸地も空野を見ず。土  
人等。異人の珍奇を思ひ。路傍に出たる見  
物人。相蹂躪し相雜沓して。幾千万人も  
数計知らん。往來す處のさるるに至り。邏  
卒等辱く之を制し。他日必ず親許許す  
へおれハ。各其家へ皈るべき事。汝布告せり。  
支那人等。時日汝移らんを爲す。無用の雜事

を官み。旅中と在る事。一月及ひし。漸く  
出立して。ホクセウの街坊に着す。此街坊より。  
半里を隔たる地。國帝の宮殿数字あり。ハ  
其一字汝撰んて。之を止宿せり。支那よりハ。國  
帝。多く后妃汝迎ふる風習あり。本地も后  
妃の宮殿十六あり。今其一字汝撰用せし  
あり。

支那官府より。和蘭人。七名の議負。面

會す。事は申出たる時の外。決して他出する  
事は許さず。或日支那の議負より。和蘭人  
自由交易は。先づ。察せらるるは。先づ。ヒ  
スカドレシ。出立す。若し和蘭人。以儀  
は。承諾せらるる時。支那國への願意の如く  
同所へ。バターヒヤへ。支那より。商人は。遣  
す。以主意。トタイ。於て。其初ハ。議負  
三名。して。布告。其後七名。悉く。出席

して。布告。此時。和蘭の長官。答へて。本  
地。出立。臺灣へ。退散の儀。兼。服。難。  
以儀。バターヒヤへ。注進。申。支那人  
の言葉。和蘭人より。注進の。無有。拘。以  
事の。虚。我。小。船。送  
らん。右。如。一。決。和。蘭。人  
ハ。亦。支。那。人。誘。船。中。取。らん。以。故。之。以  
又。枚。の。板。以。度。の。事。件。を。記。一。集。一。故。之。以

携へ出立せしむ。其途中見物人雲霞の如くも  
て。實は足心地上に達し難く。幸ふして「コレセ  
ウ」河口に着し見せしむ。支那政府より。既り  
二艘の小船は用意せし以て。我船隊より  
も一艘は出せし。彼の一事を記したる板は  
齊して。共は「バタ」ヒヤ」に出帆せしむ。然るに  
不幸にして。大風俄に起り。激浪天に浸  
し事作ら。支那船之を為し吹て返さる。此

時支那人等。國意未だ外國に行か事許さ  
ら。二艘の船は「マニラ」に止め。是より又新  
に戦争は起すに至り。

西三年前。和蘭國の交易社中へ支那地にて  
交易する事を免許せしむ。伊斯巴尼亞人  
も妨をせしむ。遂に之は成就する事なし。夫  
より戦闘は起し。兩國共は戦血は濺ぐも  
至り。彼我勇威は振ひ相戦ひし。今又一戦

を起す。及ひあり。此度ハ我々長官の「  
エルス」氏命令。甚た嚴し。支那國を必ず  
交易條約を結らん事を心頭より銘し。商  
社の船隊。グロリーニンゲ。「サムソン」。「モイデ」。「エ  
ラス」。「ミス」の四艘派率し。シンセウ「河口」に迫  
り。右四艘の船隊。河口に達し。「ホゴダ  
」唱ふる一嶋に。清水のり。を以て。船隊は其  
後。と繫ぎ。土人の来るを待と雖。数日と

経て。一人も来る者なし。一千六百二十三年。第  
十一月三日。支那の商客「キューイブム」。「ミソ」小者。唯  
一人来訪あり。此「キューイブム」氏ハ。前年「マニル  
ラス」に於て。和蘭人の子捕へられし。其後「  
エルス」氏来りて。慈愛加へ故ち取したり。是  
故より若し此事發露すれば。彼ら身命を失  
ふ危き。危険を犯し。来會せし。ハ。「ローエルス  
」氏の仁心を感じ。報謝す。所あり。

高客「キユイプム」の説よ。今陸地より於て。一  
奇事起りたり。誰か此船より来る者あり  
るべし。其一奇事は。一人の高徳  
ある隠者ありて。今此「レンセウ」河口を鎮  
し。交易を禁ずる時。和蘭人必ず戦争  
を催し来り。永く之を防ぎ難し。然  
るに支那和蘭兩國の向て。於て。條約を  
結ぶ。知す。唱へ。諸人之より服従す。者

多し。是れ交易を閉く善表あり。近日以  
隠者を。船中より同道せんとす。又此高客  
の「アムウイ」の高客等。ホクセウに在  
る。番の「コンボン」支那の官氏より進物を送り。和  
蘭人より。交易免許あり。其後五日を経て。  
人とする。の催しあり。其後五日を経て。  
隠者我より船中より来り申す。我、和蘭船  
の此「レンセウ」河中より入港して。家賊を掠

め。船舶を奪ひ。迫て自由交易を願ひ  
出んと思ひし。果して然り。是故に此  
主意を述へ。之を我の長官に建白すと。  
認めたる一書有りて之を取出す。隠者ハ夜  
に入り敵らんをせしむ。敵路に臨んで。我  
能く此度の事件を周旋せんことを實  
に其言の如く。数日あらずして。和蘭人  
遂に二艘の小舟に乗りて。シンヤウ河に溯

り。支那の官員に。談論するに至りたり。

隠者の敵後。同月十四日に至り。高客キユイ  
ブム。二艘の小舟を推乃へ。スワンガンズに来  
り。ホゴダ。嶋に陸地との間へ碇泊して。船  
中より兩三人の士官上陸し。我の高官と談  
論すへき事を進む。和蘭の高官。之を答へて。  
我の船中。支那語を達したる。通弁官か  
しと云ふこと。高客のするは。通弁官か

雖。使節兩三人上陸可也。不足ある所か  
し。暫時よしして支那人三人。ポトク<sup>ポトク</sup>の免状  
以携へ来る。其文よ云く。和蘭人の希望す  
る所。悉く之を免さんと。是より於て先づ一年  
の條約決定じ。其箇條左の如し。

一和蘭人臺灣に於て、<sup>「セーエン」</sup>高品の名<sup>「未詳」</sup>積  
積み。運送し得る事

但し和蘭人。運送する事。汝好まざる時ハ。

支那人より散て之を進しる。非ず。

一支那人。四艘或ハ五艘の小船。セーエン<sup>「セーエン」</sup>及

ひ其他の物品を積み。北方の定風烈しき

間ハ。和蘭船之を嚮導して。バターヒヤ<sup>「バターヒヤ」</sup>

赴く事

但し此時支那人。一人の全權使節を遣し。

「バターヒヤ」在苗の和蘭國長官に。永久の條約

を取り結ひ申へき事。

此度の條約。悉く成就する時ハ。我々長官  
レーエルス氏。支那官負ベコー。即ち「ベホ」  
氏。ボンヒュー氏の布告よ由て。止む事成  
得ず。ビスカトレス氏退去せし。所以成。申  
送る處事

一當年ハ支那人より船一艘も。「マニルラス」  
「シンシナ」。「カムボヤ」。「シヤム」。「ヤムビ」。「アンジリ  
ゲレー」よ。遣へ申間敷事。  
但一艘も遣へたる  
買金出さず

支那人。右の條約成承諾せし故。後表堅く  
之を守らん為。トトクへ西三人の加比丹を。出  
さん。申送り事。支那より出さんとして。  
三人を人質とし送りん事。成約す。全月十七日  
右三人の人質。并其附属。且トトクの合  
印。白色の符合。旗二本。矢三本。を船  
中へ送る。此矢ハ信義を失くさる表としり。  
其後トトク。及い其他の官負。陸上より我



夕  
長官の上陸也。待と報告あり故。死  
一エルス氏。加比丹兩人強携へて上陸せし  
よ。トトク<sup>1</sup>の官舎に誘ひ。小舟にて食盤四  
脚を送り。美<sup>1</sup>麗に飾りて。官員出席し。  
支那酒。菓子。炙肉。橙類次出し。饗應は  
り。既<sup>1</sup>にして饗應も終りあはば。我々  
長官<sup>1</sup>。レーエルス<sup>1</sup>氏ハ。右の官員を離別と  
告ふ。速に舩をんとせしよ。尚他の官員

出席のほう。暫く待て共に飲食し給へ  
といひしり。竊に聞ふは。此官員兵士は  
率に來る趣あり。我々長官急に舩期を促  
したれ共。以時既に黄昏に至んとして。漸  
く夜に入り船下で飯る。其後より使者。炙肉  
五籠。支那酒。砂糖漬。新鮮の魚肉を持  
來りて。水夫より此品をて適當ありんと  
述ふ。之は食せし者。皆心下煩悶し。暫時

よして毒氣散発すことふ。

此時人質をとり。我々船中より止りたる支那人等。我々長官の上陸して。抑留せしむる事と察し。今日ハ條約決定して饗應せらる。飯船の特<sup>時</sup>刻も。遅延すことあり。夫より既より夜に入りて。大約<sup>夕方</sup>十艘をかりの小船に火を焚て。我々船隊より近づきし。其中二艘「エラスミス」船より

達す。其一艘ハ。大なる柱を立て之より火を點し。其火氣大。檣<sup>檣</sup>より移て燃焼す。此船の左右より。又小舟を繋ぎ繩より數十の小釣<sup>釣</sup>を設けて帆を結ひ。其中より火薬を入れ塗<sup>油</sup>て攻め来る。此船先登りあり。働きし故。我より大砲を放ちたる。燒船より火が起したる共。水夫等憤發せしむるを以て。漸く其船より身を近づきて燃焼し。遂より一船毎より

小舟

相別れ、火を消し、カネ錨網を切り、白帆を揚て逃去たり。然れ共此時偶、海上、少しも風氣なき以て、四艘ハ散り得る。一戦の時、我ウ「モイデン」船ハ、白帆を揚て居り故、支那の焼船ヤキウチ兩三艘ヲ圍まれ、火攻受て、ガランサウカとソカと道れ行き、以嶋ウて焼矢す。船中の水夫、及び支那

の人質三人も、恙なく本嶋ウに在留せり。既ウに夜も全く明き渡りあり。我ウ「エラスミ」船の近傍ウに碇泊し、意氣揚々として旗を翻し、捷音カチを其官府ウに報せんとす。支那船三四十艘あり、我見之、我打拂ひ。巨塔モヒの下ウに繫カきたる。我ウ「ゴロニン」船ウ、サムソンウ兩船と合併す。其翌日敵の軍艦三艘ウに出逢たり。加農砲を放て、恙

夕  
復  
く沈没せ志む。以時我々長官より。復  
スカトンスよ。出帆す處を事しと命せし  
一千六百二十四年。第一月十九日。我々船隊  
ニセウレ河口入港し。支那人等。  
順風より白帆を揚ぎ。急より走る小船六十  
艘有り。其近隣より一の街坊有りて。三箇  
の砦を築き。二千人餘の兵卒を備ふと  
聞き。狙撃兵八十人を上陸せしめしよ。

此兵の砦より近接するを見て。砦より小銃を放  
て。我々兵三人即死。九人疵を蒙る。是より放て  
急より輕式加農砲を放て。遂より砦を拔き。九十  
九人を斃し。大捷を得たり。夫より船をハウ  
レンサウレモツム漁村に進め。海岸に沿て。ロク  
トリヤレの港内に入り上陸して。牛五十疋を  
奪ふ。ラムワレ港よりハ支那人を捕へ。野  
牛を奪ひ。又ハバレムモツム所より。水牛

五十足次得たり。茅三月一日、マカシ子入港  
セー子。煙霧朦朧ミリて。山を呑み水次  
浸し。咫尺次弁せん。恰も暗夜の如くふ  
まハ。地形次見る事あつらん。以時英船  
入港して。支那人百六十二人。油千樽積み  
来りて。之を上陸せしめ。日本より来る船と  
捕ふべき命次受け。四十六日海上に待たれ  
共。一船も捕ふる事を得ず。茅四月十日。諸

船悉く「ビスカドリス」に収帆す。収路海中にて。  
支那の小船二艘次奪ひ。三十八人次捕ふ。ビス  
カドリスよりてハ。支那人等。和蘭人の住所よ  
り。二里次隔たる地に一城を築き。四千人の  
兵次備へ。軍船百五十艘を設す。尚毎日新  
よ兵を募るとし。

兩三日の後。臺灣在留の。和蘭士官「シナ」  
氏来り。鎮臺より密子合議して。條約次

決せんことを書翰を持参す。然るに爰  
に一奇事有り。和蘭人等の飲水は汲  
む井戸より。稍大なる一の壺は見出し、  
見出し。毒薬有り。支那人を招き、尋し、  
其人我等に致す所は非ず。又何人の之  
れ入し。事は知すと答ふ。○士官「シナ  
氏。臺灣人の商議して。和蘭人のスコ  
レスは去て。本地より十里は隔たる。臺灣

嶋の内。臺灣港内へ赴かば。和蘭人と改め  
て交易條約を結ばん。若し否らすして。  
本地を去すんは。一戦せんことを由を述べ。○  
茅八月一日に至り。ローエルス氏。尚陸地に在て。  
恰も因人の如くふれは。之は救はんとして。セー  
ラント氏。医師「マルテーニンク氏と共に。ピ  
スカードレスに來り。城將は説得せん。為  
上陸有り。本地の官人等。和蘭人より。米は

賣る事<sup>モリ</sup>伐許さる<sup>モリ</sup>伐以て、<sup>1</sup>ゼーラント<sup>1</sup>氏の、  
乗り来りたる船<sup>1</sup>伐、日本<sup>1</sup>子遣し、米を買  
ふ。以時、<sup>1</sup>ゴローニン<sup>1</sup>グ<sup>1</sup>船<sup>1</sup>こ、<sup>1</sup>ゼーラント<sup>1</sup>氏の  
乗り来りたる船<sup>1</sup>と。二艘<sup>1</sup>より日本<sup>1</sup>子向ひ出  
帆せり。

支那人等、其初ハ五千餘の小船<sup>1</sup>伐集め、  
数万の兵<sup>1</sup>伐卷り、<sup>ヤキ</sup>焼夷<sup>ツキ</sup>船<sup>1</sup>伐作り、且小舟  
子砂石<sup>1</sup>伐積て、港口<sup>1</sup>を遮り、和蘭人の築

きたる城<sup>1</sup>を毀て之<sup>1</sup>子籠り、貨財材木等<sup>1</sup>子  
至るまで、臺灣<sup>1</sup>子送致して、已れ有<sup>1</sup>こし。  
外國人<sup>1</sup>伐領内<sup>1</sup>に禁する法則<sup>1</sup>を設あられ  
共、遂<sup>1</sup>に和議<sup>1</sup>伐結ひ、臺灣<sup>1</sup>近辺<sup>1</sup>の諸嶋<sup>1</sup>交  
易<sup>1</sup>を許し、<sup>1</sup>ゴローニス<sup>1</sup>氏<sup>1</sup>も許し<sup>1</sup>故<sup>1</sup>す<sup>1</sup>子至  
る。是<sup>1</sup>子於て<sup>1</sup>ゴローニス<sup>1</sup>氏<sup>1</sup>ハ、絹糸<sup>1</sup>五千斤<sup>1</sup>、雜  
品<sup>1</sup>一箱<sup>1</sup>を得て、<sup>1</sup>哇呱<sup>1</sup>子<sup>1</sup>故<sup>1</sup>帆す<sup>1</sup>、<sup>1</sup>ゴナ<sup>1</sup>氏<sup>1</sup>ハ尚  
在<sup>1</sup>苗<sup>1</sup>して、<sup>1</sup>ゴトク<sup>1</sup>、<sup>1</sup>ゴコンボン<sup>1</sup>、及び其他<sup>1</sup>の

士官等ニ商議シ。アムウイの「トトク」の書  
面ニ照シ。我々長官「ツンク」氏ハ談判シテ。  
粗製の絹糸を送リ。交易頗る盛あるに至  
リ。あり。

「アムウイ」の「トトク」より。我々長官「ツンク」氏ニ  
書簡を送る。其文ニ云ク。

此書簡ハ。貴下より拙者共へ。御尋有之候。回  
答ニ差進シ候。加比丹「ナ」氏「ベコー」出立。

其後再行の趣。再三報告有之。此一條より。て。  
貴下の廉直よりして。親切ある。我々推察以たり  
候。

我々國帝。此度和蘭人「リニー」の南部「バタイ  
ヒヤ」并ニ其東南「ホルモサ」に於て。自由交易  
我々為人々為。渺茫たる波濤我々凌ぎ。来着セ  
ル事を領兼有之。拙者共「ホクセウ」に赴キ。  
同所の議負「コンボン」氏と商議シ。支那和

事務省



蘭。兩國の懇親。取結ひ候様相成候。貴下  
のハ「バタール」にヤ」に赴き、百事同所の鎮臺に  
相議し、交易免許の事、報告、可有  
之候。

皇帝政府三年八月二十日

トトクフ

右の如く一決し、事ハ、和蘭人等、臺灣の  
西岸に、一城を築ん、其初、本土地に石  
類甚た之に、以て、支那より取り寄んと

る。支那地に命せし、急に達し難くして、  
板にて構ひ、其中に砂を盛り、築きたる。以時  
数百艘の小舟を雇ひ、多分の砂を運送せし  
め、賃錢より、羅砂を興ふ。免角休日のみ多く  
して、急に成就し難く、頗る困却なり。○支  
那和蘭兩國の通信、甚だ精密にして、後  
来支那の交易、頗る隆盛に至り、人事、實に  
今より想像すべし。

和蘭國の高社。商品を送りて貯へ置き。且和  
 蘭人の居所を定め。約定したる地。改列人  
 ハ「ホルモサ」と称し。支那よりハ之をバカンダ  
 とし。和蘭國より城砦を築き。臺灣を  
 唱ふる地。和蘭人ハ「ヘットホルトフンセーラ  
 ンド」海國城の義ありんと称す。シラセウ。河口。即ち「ア  
 ムウイ」嶋より。南東三十二里の海中に在り。  
 支那との交易の爲。四時の氣候を論ぜん。

右两地の間を来る船舶。甚た多し。雖實  
 に碇泊する處は良港あり。○和蘭國よりして。  
 築きたる城ハ。山上に在り。又城外に四の砦  
 砦を築き掛し。一千六百三十四年に至り。漸  
 く落成し。其外面は崖色の石にて掩  
 らむ。○臺灣海口の入口ハ。甚だ狭隘し  
 て。満潮の時。其深さ僅に十三「パイテム」あり。  
 十四「パイテム」を過ず。海口に城との間ハ。砲丸

の相違する距離カタリにて。城の前の一の出丸  
あり。其外面ハ赤石を以て掩ふを志し。其高さ  
十六「フート」。此城若し籠り。海口を防禦す  
るのみ。大砲二門を備へ。砲兵廿五名あり。  
廿八名を命すれば。更し危き事あり。○此  
港内は碇泊する船ハ。風の方位を論じん。  
甚だ平穏よし。恰も懐中より入り知し。

